

第 6085 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 11月 19日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 平成30年1月から3月分の裁決事例

**Q**：平成30年1月から3月の裁決事例が公表されたそうですが、どのようなものがあったのですか？

**A**：次のようなものがありました。

### 【解説】

先ごろ、国税不服審判所から平成30年1月から3月分の裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が7件、所得税法関係が4件、法人税法関係が1件、登録免許税法関係が1件、消費税法関係が1件、国税徴収法関係が1件の15件でした。

主なものには、次のものがありました。

### 【国税通則法関係】

原処分庁は、請求人が相続税の申告に当たり、税理士に交付した相続財産の一覧表に保険金の一部を記載しなかった行為は、仮装隠ぺい行為に当たるとして重加算税を賦課しましたが、審判所は、保険金の振込があった請求人の口座が原処分庁において容易に把握し得るものであったことに加え、税理士に提出した一覧表について何度も上書き入力したことによって一部が消えてしまったという説明にも合理性があるとして、原処分庁の処分を取り消しました。

### 【法人税法関係】

事業の用に供していなかったとして損金不算入額となった償却費は、償却費として損金経理した金額に含まれないから、償却超過額に該当せず、したがって、翌事業年度の損金経理額に含まれないので、翌事業年度の損金の額にされないとした事例です。

